

第25期佐世保市農業委員会第8回総会議事録

1 開催日時 令和6年1月26日(金) 15時から16時20分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(18名)

委員 2番	北村 憲治	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	本城 充	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	磯本 安男	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 8番	手光 晴也	委員 17番	松永 信義
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

1番 廣瀬 忠之

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	永田 照雄	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	山中 幸治	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	有富 暢一
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	田村 友哉

事務局主査 岩佐 隆志

事務局主査 田中 豊

8 議事日程

議事録署名委員の指名

- 第56号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第57号議案 非農地証明願について
- 第58号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第59号議案 土地改良法第3条資格者の証明について
- 第60号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 第61号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

- 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
- 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告4 農地転用許可不要案件の受理について
- 報告5 非農地通知について
- 報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について
- 報告7 宇久メガソーラーについて

9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第8回総会を開会いたします。一、開会。
会長挨拶。

会長 皆さん改めましてあけましておめでとうございます。
年明け早々より能登半島の地震、また日航機と海保の衝突事故、北九州市の市場の火災と慌ただしい年となりました。被災された皆様におかれましてはお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興を願いたいと思います。
今年度より、農業基本政策が改正されますが、それに伴い、人・農地プランから地域計画の策定へ変わり、目標地区の素案は、農政課とともに農業委員会も策定の役割を担っております。10年後、耕作者の減少に伴い誰が耕作するのか難しい問題ではありますが、令和7年までに作成するとのことで、皆さんにもよろしく願いいたします。
また、営農型太陽光発電の審査基準も令和6年度から施行され、営農計画、収支計画等毎年報告することとなりましたので、注意して見ていこうと思います。
本日は第8回総会です。皆様よろしくご審議の程、お願いいたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は1番廣瀬忠之委員より欠席届が提出されておりますが、現に在任する委員19名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。なお、推進委員については全員出席となっておりますことを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、15番 西尾政喜委員、17番 松永信義委員、補充として18番 内野正実委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。
第56号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、第56号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明に入る前に、本議案の2番の案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきます。

お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～説明～

議案に戻ります。

それでは、第56号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、佐世保地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は赤木町の10筆。地目は、登記田、畑、現況荒地。面積は10筆合計3,834.5㎡です。転用目的はキャンプ場。権利は、使用貸借権設定です。施設は、フリーキャンプ区画13区画、駐車場9台分、耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは山の田貯水池から東に約1.44kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.2m、切土最高1.8m、最低0.3m。法面保護をする。芝張り。乗入口のみ盛土切土を行い、その他は現状のまま利用する。日照通風、常設の建築物の建設を行わないため、周辺の営農条件に支障を生じさせることはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水は簡易トイレ、汲み取り、生活雑排水は溜桝から水路。

添付書類は記載のとおりですが、預金通帳写しの箇所には誤字があり、通「用」となっておりますので修正をお願いいたします。正しくは通「帳」写となります。都市計画法関係は許可不要です。

2番、相浦、九十九地区。冒頭で報告した違反転用案件に係る追認申請となっております。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は竹辺町。地目は、登記田、現況用悪水路。面積は1.46㎡です。転用目的は用悪水路。権利は、所有権移転贈与です。施設は

住宅用悪水路、耕作者なし。農地区分はMR上相浦駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から東に約323mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、現状のまま利用する。宅地造成工事を行った際に設置した既存排水設備の一部に当該地が存在することが判明したため、新たな施工は行わない。日照通風、新たな工事は行わないため、周辺農地への影響はない。排水計画、雨水は溜桝からの雨水を受けて水路へ放流。汚水、生活雑排水は隣接住宅附帯の合併浄化槽からの排水を水路へ放流となります。

添付書類は記載のとおりです。都市計画法関連は許可不要です。

以上ですが、1番の案件については、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番の案件は除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番佐世保地区。

7 番 7番川口です。1月22日に松永推進委員と現地を調査してきました。本件は昨年6月頃に農用地区域からの除外申出があったところです。再調査を行いまして、帯状の棚田となっており、奥は山となっていて誰も行き来するようなどころではありません。地権者も農業はやっていませんので、被害防除計画通りにやっていただければ、特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、1番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1番の案件については許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、2番の案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。2番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。1 2 月 2 5 日に富川推進委員、事務局職員と現地を調査いたしました。内容については、先ほど事務局の説明のとおりで問題ありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区、富川です。今伊賀崎委員が言われたとおりで、問題ありません。まっすぐ側溝を作った際に 3 c m 程ポイントを間違えて作ってしまったとのことです。以上です。

議 長 それでは、2 番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。2 番の案件については許可相当として県に進達いたします。

議 長 続きまして、第 5 7 号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 5 7 号議案 非農地証明願について説明いたします。

1 番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は指方町の 1 筆。登記地目田、現況宅地。面積は 2 2 2 m²です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは岩下バス停付近にあり、農振外で、事由の②- 1 に該当します。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番江上地区。

2 番 2 番、北村です。1 月 2 1 日に古川委員と現地を確認してきました。この場所はハウステンボスの橋の 2 0 0 m 手前の位置で県道に面しています。地権者と話したところ、父親が昭和 2 0 年頃、利用者の為に家を建てて、利用者が居住していましたが、平成 4 年頃から空き家になっています。地権者も高齢で農業はしておりませんし、この家の周りも荒地のようになっています。やむを得ないと見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上

です。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第57号議案について、非農地証明を交付することといたします。

議 長 続きまして、第58号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第58号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番大野地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、知見寺町の3筆、地目は登記田、現況田。面積は、3筆合計2,160㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

以上1件について、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番大野地区。

9 番 9番牟田です。1月17日に村田委員と現地を確認してきました。譲渡人が離農するということで、隣地耕作者の譲受人が耕作を引き継ぐということで特に問題はありません。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見をお願いします。

村田委員 大野地区の村田です。問題ありません。よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第58号議案について、許可をすることといたします。

議 長 続きまして、第59号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第59号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、ご説明いたします。
現在行われている県営水利施設等保全高度化事業の計画変更に伴い、5ページの名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、長崎県北振興局土地改良課から照会がっております。

この名簿は地区の委員に事前に送付しておりまして、この後、地区の委員から調査結果をご報告いただき、その中で資格を有している方について証明をすることとなりますが、証明日については、土地改良課との調整の上決定いたします。

また、補足の説明になりますが、名簿の20番、29番は同一人物ですが、事業対象地の利用者が変更されたことに伴う証明の依頼のため、一人に2通発出することとなっております。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。1番、針尾地区。

永田委員 針尾地区の永田です。廣瀬農業委員と名簿に記載された方々について、確認を行いました。その結果、名簿の26番、27番、31番、33番、34番の5人については、60日以上農業従事していない方で、証明を出すことはできないと思われま

す。その他の30名については、10アール以上の経営面積を有し、60日以上農業従事があるため、証明を発行して問題ないと思われま

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

9 番 9番、牟田です。この案件は令和5年度の計画変更ということで、この方々は3条の資格を有するという

ことで、事業が進められていたと思うのですが、どうでしょうか。
それと3条資格者として10アールしか持っていなくても農業者となるということでしょうか。その部分が不明のため説明をお願いします。

事 務 局 1点目、この方々について、既に事業が進捗しており、3条資格者として認められた上で事業が進められているのではないかとお尋ねだと思います。

この事業については、水利関係の事業として数年に亘って事業が進められており、地権者が亡くなったり、賃借が行われた結果、その土地の利用者が異動したりといった変更がっております。その結果計画を変更する土地について、変更となった人について、改めて、3条資格者であるということを証明するという事になります。例として、地権者が亡くなり、配偶者は農業従事していない、賃借が解消された結果、地権者は要件を満たさな

い等の事例が挙げられます。

2点目の件ですが、150日以上に従事日数を有する、農地法第3条の資格者ではなく、土地改良法第3条で定めるところの資格者ということで、日数や経営面積が設定されています。

15番 15番、西尾です。資格がないという人が5人いるとのことですが、令和5年度に始まった事業で、令和4年に申請があったかもしれませんが、その時の農業委員がこの人たちは大丈夫だと認めて、この名簿ができていたわけでしょう。

事務局 名簿そのものが変わったので、改めて証明をとということなので、今回のリスト全員が以前載っていたわけではありません。

15番 牟田委員が言われたように、野菜などを作っていて毎日ではないにしても、60日以上しているかもしれない、そこまで農業委員が見て回ったのかということになる。今度の農業委員さん達はその確認を本当にしたのかなあって、絶対してない人ならわかる。

事務局 厳密に一日中監視して、日数をカウントしているわけではないので、厳密に60日というところで、認定することは困難だと思います。今回の確認については、今回の事業の構成員である廣瀬委員が、この方については施設に入っているの、無理だろうとか、別の仕事に就いていて、農地も貸してしまっているのダメだろうといった、そういった確認をしてくださっているの、体が元気で、週末などは畑に出ている人等は基本的に認めるような形になっていると思います。

厳密に60日をカウントしたわけではないが、農業委員さんの日々の活動のなかで、農作業されている状況や、聞き取りした内容などの情報を基に今回資格者とならない人を挙げています。

土地改良事業の3条資格者については、事業の要件など細かい部分などは事務局で抑えていない部分がありますが、前回については、その時の状況で証明を求められ、当時の委員さんが証明できる人を確認して、また、今回、相続や経営継承など、変わった部分でどうかということで証明の願いが出てきています。

15番 前任者がいないので、どこまで見ていたかわからないけれど、たった2年の間に証明を取り直す必要があるのは、事業自体に何か問題があるのではと考えてしまう。

事務局 すみません、令和5年度事業となっていますが、事業そのものは、平成27年2月から申請が行われており、進んでいく中でルート変更や新たな施設など変更があっておりまして、もう少し長い期間で変わった部分について、計画変更が出ています。

15番 令和5年度にもやった記憶があるが。

事務局 議 長 その都度、3条資格者の議案になっていると思います。
それでは、他に何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第59号議案について、委員報告のとおり証明書を交付することといたします。

議 長 続きまして、第60号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第60号議案 「農用地利用集積計画(案)」について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区1件、世知原地区1件、宇久地区1件、小佐々地区2件、鹿町地区1件の合計6件 となっております。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、4番につきましては、委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしくご願ひいたします。以上です。ご審議よろしくご願ひいたします。

議 長 4番の案件は、私が除斥の対象となりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席後に審議をお願いいたします。代理として副会長に議長をお願いいたします。

～委員退席～

議長代理 それでは、4番の案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議長代理 ないようですので、採決に移ります。4番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長代理 賛成多数です。4番の案件については、承認されました。
委員は入室願ひます。

～委員入室～

- 議長代理 それでは、議長の代理を終了いたします。
- 議 長 残りの案件につきまして審議いたします。何かご意見等ございませんか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 ないようですので、採決に移ります。4番以外の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議 長 賛成多数です。第60号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。
続きまして、第61号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 はい、第61号議案 「農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)」について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、江上地区77件の申し出がっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
以上です。ご審議よろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。
- 1 5 番 15番、西尾です。この中の人で合計して3.8ha程借り受けることとなっており、新規となっておりますが、これまでに耕作はしていたのでしょうか。この年齢で3.8ha増やして耕作できるのでしょうか。
- 2 番 2番、北村です。従業員がいるため、耕作に支障ないそうです。
- 8 番 8番手光です。同じ住所の方がおられるようですが、親子でしょうか。同一経営にはならないのでしょうか。
- 2 番 親子ですが、子の方は畑をしています。
- 事 務 局 補足ですが、今回親子で別経営を行いたいという事で別々に申請がされております
- 議 長 それでは、他にご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第6 1号議案は、すべて承認されましたので(案)を削除願います。以上で議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 非農地通知について

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

報告7 宇久メガソーラーについて

15番 15番、西尾です。資料に12月28日の報告なのに、工程の部分で12月より行う予定と書かれているが、この場合なら、12月より行っていると記載しなくてはならないんじゃないですか。

事務局 事務を請けている業者が報告書を作成する中で、11月時点の工程表を基に作成しているため、このような記載になったものと思われますので、事業者にはその旨お伝えしておきます。

議長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。


事務局 **【能登半島地震の義援金について】**

【視察研修の日程について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います。副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日も、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議 事 録 署 名 人

議 長 赤 木 行 香 

1 5 番 西 尾 政 喜 

1 7 番 松 永 信 義 